

問われる 的確な現状認識と 政策の優先度

外交・安全保障分野については、自民党マニフェストでは、「七. 信頼される国際国家の一員に－世界に責任を果たす外交・安全保障政策を－」という理念の下に、①日米同盟、アジア・国際協調の平和外交を、②北朝鮮との拉致、核、ミサイル問題の早期・包括的な解決による外交正常化、③緊急事態への対処、④防衛政策の推進と防衛庁の「省」移行、⑤領土・領海問題の解決、⑥経済外交の戦略的展開、という6つの項目（目標）が掲げられている。公明党マニフェストでは、第三章の「平和・人道の日本をめざして」の中の「1. 平和・国際貢献の国に」という理念の下に、外交分野全般についての政権公約がまとめられている。

ここでは、自民党マニフェストについては、上記①を「日米同盟とテロ」、②を「北朝鮮の包括的解決」、③、④及び⑤を「国家安全保障」、⑥を「経済外交」という項目（目標）にまとめ、そのそれぞれについて評価を行うとともに、公明党マニフェス

トについては、最後に一括して評価することとしたい。

13a 日米同盟とテロ

1. マニフェストの妥当性

(1) 理念・目標

外交や安全保障についてのマニフェストが目標設定において妥当であるかを判断する重要な要素は、そこに的確な現状認識があるかどうか、日本としての優先度の判断がなされているかどうかである。その下に、状況認識についても、大状況の認識から中、小の認識へと下りてゆき、個別具体論に至るといふ論理性が貫かれていなければならない。

自民党マニフェストについて、まず評価できる点としては、「信頼される国際国家の一員に」ということが1つのビジョンとして提示されているということである。信頼を得るといふことを考えつつ、外交、安全保障政策を展開していくということであ



り、それは、他国に信頼されなくなろうが、国際社会で仲間外れになろうが、平和主義を貫くという路線ではないということの意味する。そこには一応のビジョンが打ち出されているといえよう。これは、日本が国際協調抜きに、ひたすら自国の安全だけを追求するという路線はとらないという一つの選択を明示しているものである。

その際に論点となるのは、日本がその中で信頼を得たい「国際国家」グループをどう考えるのかであるが、マニフェストは「日米同盟を基軸に」と明示しており、そこにアメリカを据えていることを明確化しているといえる。

しかしながら、この分野の自民党マニフ

ェストは、当面問題になっているものに関して党内のコンセンサスらしきものを整理したという感が強い。何らかのビジョンに導かれて、今後の日本をどうしていくという発想は、党内コンセンサスとしてまとめることは不可能という状況が、そこには反映されているともいえよう。結果としてマニフェストに並んだ項目は、目の前のイシューを整理したものとの印象が強い。

すなわち、ここには書かれていない、あるいは、書かれるべきであった何かがあるはずであり、本来マニフェストというものは、それを掲げたものでなければならない。小泉総理は、「マニフェストは選挙公約と同じもの」という趣旨の発言をしたとも伝

えられているが、日本ではマニフェスト政治がそのような認識から始まったものであったとしても、マニフェストを監視し評価する営みを重ねて、マニフェストの名にふさわしいものが作られる状況をいかに生み出していかかが問われている。

そこで、「選挙公約」とは異なる「政権公約」としてのマニフェストとは何かを、改めて外交・安全保障分野について考えれば、まず、日本の置かれている全体環境を認識し、そこから問題点を抽出して、それに対して現在の日本が置かれている立場はどうなっているか、それがゆえに対応方針はどうあるべきか、それに対する制約要因は何かという形で詰めていった議論を土台に構成していくべきであろう。それをマニフェストとして書く場合には、少なくとも、日本を取り巻く状況認識が書かれるべきであり、そこから日米同盟であれば日米同盟というファクターに入っていくのが望ましい。しかし、自民党マニフェストからは、肝心の国際情勢認識の基本部分が読み取れない。

そうなった理由には、選挙のマニフェストとして出すにはあまりに大き過ぎて扱いにくいトピックであるという面も強いのではないか。それは有権者にとっては遙か彼方にあるイシューだと捉えられているのであろう。そこに、マニフェストと「選挙公約」との混同が見られる。そのような誤解の下では、当面、選挙に関わりのある射程で物事を議論しているという意味で、そこに並んでいる項目は一定の射程範囲には収まっていると見ることが可能である。

さて、自民党マニフェストの中で注目すべき点は、9.11テロ以降の国際情勢の中で、「国際国家」、あるいは「国際協調の平和外交」という言い方が出ているということである。加えて、これまで議論されてきた安全保障基本法は、概ね国内的な日本の防衛体制をどうするかという発想からの基本法の議論であったが、ここに書かれているのは、「国際平和協力のための基本法」であることは興味深い点である。イラクへの自衛隊派遣は、いわゆる伝統的な国の防衛ではない。自民党マニフェストが書いているような、世界に責任を果たす、あるいは、国際秩序の安定のために貢献するという論理での日本の安全保障政策は、カンボジアPKO以降、現に行われてきたことであるが、9.11以降、さらに変質しつつある状況がうかがわれる。

ここで、安全保障という概念を「国家」安全保障と「国際」安全保障に分けて捉えるとすれば、イラクへの自衛隊派遣は、言うまでもなく、それまでの派遣とは重要な違いが色々な意味で存在するものの、日本の自衛隊が出て行き、貢献をするということ自体は、これまでと同じ「国際」安全保障の領域に入るものであり、「国際」安全保障の領域を広げる行為ともいえよう。アメリカを支援するものではないかという議論は別として、少なくともそれは、国際社会が大変な事態になっているという領域における日本の安全保障政策といえる。自民党マニフェストの「国際平和協力のための基本法」という文言は、少なくとも言葉上はまさにそのような理屈になっている。

2. 政策体系・手段

しかし、この「国際平和協力のための基本法」との文言については、必ずしも上記のような深遠な意図によるものではないかも知れない。それは、アフガニスタンに地上軍を送ることができておらず、イラクについても特別措置法によってようやく派遣することができたといったような泥縄式の対応はもう避けたいという意図の表れであると解釈することも可能である。国際平和協力の恒久法を作ろうとする動きも、そういう問題意識からの動きといえる。

ただ、このマニフェストの文言そのものは、より大きなコンセプトを反映したものと位置付けるべきものではないか。確かに、日本が自衛隊を動かすという具体的なアクションを起こす度に特別法を制定するというのではなく、それを一般法、基本法の世界に戻したいという議論が盛んに行われてきたのは事実であるが、ここに言う「国際平和協力のための基本法」とは、例えばODAの使い方といったものについても視野に置いたコンセプトであると位置付けるのが望ましいであろう。逆に言えば、それが外交・安全保障の項目の、それも日米同盟を記述した枝番の中に出てくるということが、そのコンセプトを分かりにくくしているといえる。

むしろ、広義の安全保障にもつながるものとして、一種の国際公共財を世界に提供する形で日本が関わっていく、そのための主導理念としての法律を作るとも言い得るし、そこまで言った方がマニフェストとし

ての意義は高くなるのではないか。日本の将来の外交像、あるいは国家像もその中に書き込むということは、論理的には可能であり、この方向をより概念として精緻化していくべきであったと考えられる。その意味でも、この項目にそれを小さく取り上げているのは、やや場違いと言い得るだろう。

この文言のマニフェストでの取り上げ方について、もう一つ、否定できない可能性としてあるのは、日本はアジアから常に胡散臭い目で見られていることに対する恐怖心が存在することから、「国家」安全保障論を平和安全保障論と組み合わせる面があるのではないかということである。

他方、この表現の置き方からうかがわれる別の解釈として、冒頭に「日米同盟」という言葉が明確に示されており、憲法上も、日本領土での安全や周辺事態への対処については日米安保に対応できるし、対応しなければならない中であって、日本にはそれとは別の役割が当然あるという文脈の下に、この文言が置かれたのではないかという解釈も成り立つ。すなわち、ブッシュ政権以降の2～3年の間に起きたことは、国際社会全体に対する脅威と、日米安保のメカニズムとの間にはギャップが存在するという事態である。ギャップがあるにも関わらず、日本は何らかの貢献をしなければならない。そのギャップを埋めるために、特措法というもので乗り切ってきたが、それはもうこれ以上できないのではないかという意識がここにあると見ることもできる。

仮にそうであるとすれば、そのように書くべきであったのではないか。少なくとも、順番から見れば、日米「安保を基軸に」という記述のあとに、国際平和協力を記述している以上、このような読み方が可能であり、そうであれば、そのような論理立てを明快にすることがマニフェストの役割だったのではないか。次回のマニフェストは、そのような論理構成がきちんと見えるようなものにしなければならない。日米安保というものがあって、そこにパッチワーク的に積み木を重ね、統一のとれない建物にするよりも、もう少し上からきちんと考え、日米安保もその中に位置づけるというツリー（樹木）をはっきりさせる必要がある。ここで重要なのは、アフガニスタンにせよ、あるいはイラクにせよ、日米安全保障条約が作動した結果として、米軍や日本の自衛隊が派遣されているのではなく、日米安保の枠の外で起きている事態の方が、現在では重要になっているということである。そして、その中であって、日本に何らかの貢献が求められているのであるとしても、それはどうすればいいのか、その法的裏づけはどこにあるのかが、日米安保の中には存在しないということである。日米同盟というものを、日米安全保障条約に基づく同盟関係であると考えれば、日本の有事というものは、極東の有事にしか存在しないはずである。従って、イラクへの自衛隊派遣は日米安保が作動した結果ではなく、イラクに自衛隊が派遣されることは日米安保を強化するものなのだと捉えるのであれば、そのようにマニフェストに書くのが本来の

書き方であろう。

特に物事を分かりにくくしているのは、政治的なロジックにおいては、日米同盟の影響や重石が相当程度効いており、小泉総理も北朝鮮の脅威との関連で、それを根拠にした言い振りを国民への説得の論理として使っているということである。その結果、日本は日米同盟のために自衛隊派遣をしたのだという素朴な理解が、日本にも世界にも行き渡っている。しかし、特措法の論理は決してそうなっていない。それは、集団的自衛権を認めていないからである。日米同盟の論理で日本がイラクでアメリカを助けることは、その意味からもできないのであり、特措法は国連憲章と安保理決議が正当性の根拠になっている。まさに国際平和協力あるいは国際安全保障の論理で、日本は自衛隊をイラクに派遣していることになる。つまり、その世界の論理と、人々が素直に信じている、これは日米同盟なのだという認識に本質的なギャップがあり、そこは埋めていないという問題がある。

仮に集団的自衛権を認めることとなれば、「日米同盟によって日本は対米支援をする」ということを言明するオプションが生まれてくる。それに基づいてイラク派遣まで押し切るというのは、論理的にはできるようになるが、その選択肢が果たして本当に日本の安全保障政策としてふさわしいかどうかという点は、また別問題である。

いずれにせよ、以上のような議論もそのまま、選挙の後に、政府・与党はイラクに自衛隊を派遣する決断をしているのであり、

本物のマニフェスト政治ということを考えた場合、マニフェストと実際に行っていることの間には大きな距離があるという問題がある。この問題が選挙の争点にならなかったことがマニフェスト政治のあり方としてふさわしかったか大いに疑問といえよう。

3. 実質的進捗度

アメリカのイラク攻撃そのものについては様々な議論があるが、一旦戦争が起きてしまい、現在の位置付けがその事後処理なのか戦闘状態の継続なのかの判断は別として、日本の自衛隊が必要とされているという現状の下で自衛隊が行くということ自体は、国際平和という枠組みに日本が実際に貢献をしたものという言い方はできるだろう。仮に、自衛隊派遣が日米同盟関係に基づくものというのであれば、とにかく派遣したということは、マニフェストの実施という意味で、ある程度の回答は出したという解釈も可能になる。

ただ、そこに至る過程で、特措法で切り抜けているという現状が、国際平和協力のための基本法という恒久法の制定との間にギャップがあるままになっており、国内法の制定という法的な部分において、マニフェストは未達成の部分大きいといえる。それは今後の課題として残されている。

特に、国連での直接的なマンデートもないまま進めたのであるから、それが日米同盟によるものでもないとするれば、別の部分においてどれだけの正当化が可能なのかという問題が残っており、少なくとも、現状の方が政治的に先行し、法的な側面がそれ

に追いついていないという部分があることは間違いなであろう。

但し、マニフェストの文面には「日米同盟を基軸にした国際協調」が謳われており、イラクへの自衛隊派遣がそうであるとすれば、そこには一応の達成が見られたという解釈が成り立つのは確かである。その論理を押しつければ、イラクに自衛隊を派遣したことによって日米関係が改善したことは間違いな。また、アメリカの行動がどれだけ不人気であっても、攻撃をしてしまった以上、今後はイラク・中東についてきちんと戦後処理をしていくことが、国際社会の安定のために決定的に重要だという点については異論はないのであり、そのコンテキストで関与をし、貢献をするという論理は立てられないものではない。

しかしながら、今般、イラク統治について国連に主導権が移ることになり、国連決議で多国籍軍が編成され、日本の自衛隊がそこに参加できるのかどうか、現時点で大きな政治問題となった。アメリカは駄目である、国連重視であるとする立場から見ても、国連が本気で対応し始めれば、日本はねじれた状況に直面してしまうという問題が当初からあった。ここをどう整理するかは、日本側だけの事情から立論をすれば、解が得られないだろう。

このように、「日米同盟を基軸にした国際協調」を論理立ての基準に据えたとしても、その根底にある集団的自衛権の問題が解決されない限り、論理は完結しない。しかし、集団的自衛権を仮に認めたとしても、それでもなおかつ議論の余地が残るの

は、日米安保一本だけで良いのかという点である。そこはどの政党もまだ議論していない。これはマニフェストの世界からは容易には浮かび上がってこないことであるが、今後は議論せざるを得なくなるのではないか。

以上のとおり、自衛隊の派遣に関してはその結果の尺度の大もとのところが、自民党だけでなく、日本全体として未だ十分に論理化できていないといえよう。

4. アウトカム

日米同盟を基軸とした外交路線が、かつてないほど良好な日米関係を実現し、それが日本がそこから様々な国益を引き出せる状況を生んでいるという成果をあげているのは事実である。しかしながら、この項目の重点が「国際」安全保障にあるとすれば、その成果は、実際に国際情勢、この場合はイラク情勢が平和状態の確立に向けて動いているかによって評価されることになる。平和の確保の上で、「大義はないが力はある」アメリカか、「力はないが大義はある」国連かという選択軸の中で、日本はアメリカを選んだことになるが、イラクのその後の実態を見れば、決して平和に向けて動いているとは言いがたい。加えて、こうした状態の中で、イラク統治もアメリカから国連に主導権が移行することとなったということは、アメリカ主導を選択したという日本が採ってきた路線も修正の必要に迫られているのではないかという議論を提起するものである。現に、イギリスでの地方選挙など、最近の世界各国での選挙の状況を

見ると、アメリカ主導を選択した路線そのものの是非についての有権者の関心が極めて高いという状況があるのは事実である。

13b 北朝鮮の包括的解決

1. マニフェストの妥当性

(1) 理念・目標

拉致、核、ミサイル問題の包括的な解決が望ましいことは誰も否定しない。しかし、誰もが望ましいと思う願望の実現が仮に困難な場合に何を優先するのかを示すところに、その政党の主張があり、政党間の対立軸、争点が描かれるのがマニフェスト政治なのではないか。対立軸のあり得ない単なる「願望」を述べるだけであっては、選挙対策で美辞麗句を並べただけのスローガンによる人気取り政治の域を出ない。

北朝鮮問題を取り巻く諸情勢を冷静に認識すれば、「拉致、核、ミサイル」という順番はこれでいいのかという問題がある。いずれもが重要な問題ではあるが、外交は相手がある分野であり、状況は極めて可変的である。その中での優先順位や、何が最も重要なのかということは、やはり日本としてしっかり認識しておかなければならない。

現実問題として、仮に6者協議が少なくとも進展がみられない限りにおいて、日朝の2国間関係や日朝交渉は進まないという基本的な構図がある。もし6者協議が決裂すれば、問題を国連に持ち込むしかなくなるのであり、国連をベースに北朝鮮を締めあげていかなければならない時に、拉致の問題について日朝交渉をすることは不可能

になるからである。この点で、マニフェストは、日本が直面している問題の優先順位を反映しているとはいいがたい。

事実、北朝鮮問題についてマニフェストには7つの項目が盛り込まれているが、そのうち1つを除いて全てが拉致問題である。その重要性は否定しないが、物事にはやはりバランスというものがあるのではないか。少なくとも、現実の日朝関係、朝鮮半島の今の力学をマニフェストは反映していない。

あるべき順番として冒頭に来るのは、やはり核であろう。日朝平壤宣言では、核問題は解決していなければ国交は正常化しないことになっている。日朝平壤宣言を額面どおり読めば、ミサイル問題は発射さえしなければ日朝国交正常化は可能である。しかし、同宣言では、核問題については国際的な合意を遵守することになっているのであり、今の6者協議の状況では、日朝交渉

を進展させることはできないことになる。

ほとんどが拉致だけのマニフェストでは、外交なのか内交なのかよく分からないということになる。日本は拉致にしか関心がないのかと読まれても仕方ないといえよう。

2. 政策体系・手段

加えて、国交正常化実現の手段として、日朝平壤宣言の誠実な履行と6者協議を通じた国際社会の協力という異なる論理のものを並列的に並べているのも適当でない。日朝平壤宣言は、ブッシュ政権が誕生してアメリカが北朝鮮の体制の正当性を真っ向から否定しつつも、イラクとは異なり、そこに時間的な猶予を与えていた状況の下で、このままでは体制崩壊に追い込まれるという危機感からアメリカとのバイの交渉を求めても相手にされない状況にあった北朝鮮が、日本に顔を向けたという情勢の中で生



まれたものである。これに応える形になった日本は、北朝鮮情勢の安定化を日本が主導するという論理立ての中で行動していたことになるが、その後、核開発疑惑が表面化し、朝鮮半島を巡る国際情勢が大きく変化したところに6者協議が生まれた。その中であって、日本は6分の1の力すら持たないのが実態であり、両者の論理を並列的に並べること自体、日本が状況を変化させられる立場にあるという幻想を与えかねない。その点はリアリティーに目をそむけているといえる。

日朝平壤宣言が、日本が先頭に立って朝鮮半島情勢が劇的に変わるという論理が組み込まれていたものだとすれば、今、実際に起こっている6者協議は、米中がある程度基本的なところでのコンセンサスを演出していくという前提で、中国が主要な役割を果たしている図式の世界であるといえる。

日朝平壤宣言の通りに進まなかったからこそ、6者協議というものが出てきたともいえる中であって、少なくとも、北朝鮮側には、手順として6者協議をさしおいて日朝だけを大きく動かそうという考えはないだろう。北朝鮮にとって、6者協議という枠内で一番のターゲットはアメリカであり、北朝鮮が日本に求めているものとアメリカに求めているものとは全く異なっている。

日本の発言力が極めて限定されている6者協議という多国間協議を持続しなければ、日本は北朝鮮ととともに協議できるようなにはならないという逆説を、我々はどこまで冷静に受けとめることができるのかということこそが最大の問題であろう。

いずれにしても、北朝鮮側にとっては、6者協議が動いている限り、国連決議に持ち込まれることはない、それは中国がとめてくれるということになるため、その間に核開発が進められていく危険性が十分にある。核実験一歩手前まで進む、あるいは6者協議が壊れるといったケースになった場合、核を実際に持っていると言っている北朝鮮にどう対応するのかが日本に迫られてくることになる。こうした事態にならないよう、核開発にいかにも歯止めをかけるかが、日本にとっても最優先されるべき課題であるはずである。

さて、マニフェストには、帰国被害者の家族の早期帰国実現と、安否未確認者についての事実解明を北朝鮮に求める旨が盛り込まれているが、今日本にいる家族の子供が日本に帰ってくるという課題と、死亡したと言われている方々も含めた安否の確認、あるいは追加の拉致被害者を返してもらうという問題とは、全く別の話であり、日本の解釈では被害者の家族だから帰ってくるのが当然であって、それは国交正常化以前の段階の問題といえる。これに対し、安否の確認や追加の拉致被害者の問題は、国交正常化交渉そのこと自体と関連してくる。その実現の手段が国交正常化である。

それがアメであるとするれば、このマニフェストにはまだ書かれていないが、ムチの手段となるものが制裁法である。しかし、日本がいくらバイで制裁を行使しても、現実には抜け穴がたくさんあり、北にとってみれば何も困らないという問題がある。仮にそれを発動した場合、国内的なフラスト

レーションのはけ口として、自分たちは強硬な策をとっているという側面は満足できるかも知れないが、それがどれだけの効果があるかは疑問である。また、制裁を発動するのは簡単であるが、どのような場合に解除するのかということまで考えておかなければならない。それは難しい問題である。

この制裁というものの妥当性と、有効性や解除条件の問題を与党として十分詰めた上で、次回のマニフェストでは、きちんと触れる必要がある。それなくしては、制裁は単に国内対策の域を出ないものとなる。

3. 実質的進捗度とアウトカム

この分野についての進捗度をどう評価するかについては、複雑な国際情勢の中で相手もある外交という微妙な問題をマニフェストとの関連で評価しきれない面があるのは事実である。マニフェスト通りに現実が進展しているかどうかという点では、今般、小泉総理の決断による訪朝によって、拉致被害者の家族の一部帰国が実現したことは、一つの進捗として評価できよう。しかしながら、前述の通り、このこと自体は国交正常化以前の問題であり、マニフェストが国交正常化を北朝鮮問題についての最終的な大目標として掲げている以上、それに向けての目に見える実質的な進捗があったと評価できるだけの状況には未だ至っていない。

その意味で、アウトカムという面でも、北朝鮮問題への対応が国交正常化という成果につながる状況が見えていると評価でき

る段階には到底至っていない。但し、小泉総理とブッシュ大統領との緊密な信頼関係の下で、日本がイラク問題など様々な側面でアメリカをサポートする外交路線が、核を持たない日本の安全保障の確保に大きく貢献していることや、アメリカによる拉致問題への言及も引き出すなど、日本は日米同盟を基軸とする日米関係の中から多くの面で国益を引き出している。これを北朝鮮問題の包括的な解決に向けてさらに活かしていくことが期待されるのであり、そのような状況を日本の外交が生み出していること自体、この分野での成果に向けた一つの要素として評価することができる。

13c 国家安全保障

1. 緊急事態への対処

[1] 国民保護法制の整備については、武力攻撃事態対処関連3法が成立し、懸案の有事法制が整備されたが、その延長にあった国民保護法制の部分がなく、それを作らなければ有事法制が清々と発動できないという、いわば積み残された課題があった。それを実行するということであり、大変明快であるとともに、このマニフェストで通常国会での法整備を約束した通りに政府も動き、進展した。

[2] 緊急事態への対処力の強化については、有事法制のシステムの中の1つの具体的な状況として想定されるものである。緊急事態への対処能力の強化は当然に図られなければならないものであり、それを何によって実現するか的手段を明示しなければマニ

フェストとして不十分である。従来これは、9.11以降、緊急事態への対処として具体的に自衛隊が欠けているのではないかという議論の流れの中で出てきているものであり、「自民党重点施策」の中でも、ここに挙げられているゲリラや武装工作員による攻撃、NBC（核、生物、化学）兵器、サイバー攻撃対策については、自衛隊の機能強化策として掲げられているところである。この点、目標実現の手段について、マニフェストレベルでもう少し整理して明示すべきであろう。

[3] テロ資金・マネーロンダリング対策の強化等については、9.11以降、テロ資金の問題が世界的に強く意識されるようになる中で、その点については日本が非常に遅れているという議論もなされている状況を踏まえたものと考えられるが、この項目も手段が明示されていない。

以上 [1] ～ [3] については、掲げられた3つの項目の位置付けが明確になるような体系化がなされておらず、寄せ集めとの印象を拭えないものとなっている。

2. 防衛政策の推進と防衛庁の「省」移行

[1] 防衛力の整備・強化と防衛庁の「省」への移行の実現については、その意味合いが不明確である。「重点施策」にもある通り、防衛力の整備・強化が重要な課題であり、そのためにも現在の組織や装備を見直し、実効性を高める必要があるということは常識的に理解できるが、では、防衛「庁」が「省」に移行することによって実態的に何が変わるのかはここからは読み取れない。

むしろ、自衛隊票獲得という選挙対策目当ての記述とも受け取れる。

あえて分類をすれば、先の平和外交、国際協調というものが「国際」安全保障の領域だとすれば、ここでもまとめて評価を行っている3つの項目分野は「国家」安全保障の領域であり、一国の防衛である。この場合、防衛庁を防衛「省」に移行することをマニフェストに明記するのであれば、「国家」安全保障だけの文脈の下にそれを語るのには適当でない。せっかく平和協力外交を掲げているのであるから、責任政党としての包括的な安全保障政策を真剣に考えているのであれば、そこは国の防衛という次元から脱皮すべきではないか。しかも、自衛隊の機能も今後、平和協力外交に比重を移していくという議論もある。

庁を「省」にするということは1つの考え方として妥当性は否定しないが、そうであるならば、こうした広がりの中で議論しなければ、日本が北朝鮮の脅威でますます国防に目覚め、アジアから見た日本への不必要な心配を惹起する材料となりかねないだろう。

他方、従来、日本の防衛庁は「自衛隊管理庁」のような要素が強かったが、冷戦体制崩壊後、安全保障政策を立案する部局の不在を指摘する声が強まってきている。冷戦が終焉し、東西対立のコンテキストで単純に軍事を理解できる時代から、同盟国であってもそれぞれの国益が何かを真剣に議論をしなければならない時代に入り、さらにそれが9.11という新しいフェーズを通り越して、国家以外のファクターとの安全保

障関係も議論しなければならなくなった。

このように、従来議論されなかった安全保障政策のコンセプトを誰が発信するのか、少なくともその一端の責任は防衛庁が担うべきだという文脈の中での「省」移行であれば、それは大変分かりやすいといえる。

むしろ、こうした論理的な筋道を明確化すべきであり、現状の記述のみであれば、アジアへの無用の誤解も与えかねない。

[2] 弾道ミサイル防衛システムの整備については、問題は、弾道ミサイル防衛システムの基本的な問題として、日本をどの部分で守ろうとするのか、自民党はどこまでの防空体制を考えようとしているのかが国民に説明されていないということである。

すなわち、北朝鮮のミサイルが日本に向けて作動し始めた際に、まず、それは米軍が察知するのか自衛隊が察知するのか、次に、それが実際に発射された際に、発射された以上、誰がどのような指揮系統でそれを撃ち落とすのか、こうした点についての詰めが行われていない。

また、弾道ミサイル防衛システムの整備が、どの程度の時間と財政負担を想定したものなのかに触れられていない。これは相当なコストを要するはずであるが、マニフェストには「平成16年度予算から」とあるだけで、どのような全体プログラムの中で何をするのかという点が不明確である。

加えて、弾道ミサイル防衛システムの根本には、憲法問題という基本的な問題があり、それを避けて通ることはできないはずである。アメリカから見れば、日本の防衛のためのミサイルシステムではなく、アメ

リカのグローバルな戦略の中でこの地域の位置づけがなされており、日本がそれにコミットするというのは、論理的に言えば集団的自衛権へのコミットということになる。単にこれを掲げるだけは、政治的には、アメリカのグローバルな戦略にコミットするというメッセージになり、少なくとも中国から見れば、そのようなメッセージとしての意味合いが強く感じられることになろう。

確かに、北朝鮮ミサイル対策という論理の方が国民的にも受け入れやすく、憲法上も無難だという面があるが、北朝鮮から短いミサイルが飛んできた際には日本の防衛の問題に入り、長距離がアメリカを向いて飛んでいった際には集団的自衛権の問題になるといった整理を行わないままに、こうした議論を進めることは、憲法の問題に触れない限りできないはずである。

実態面においては、イージス艦を保有する日本は、ミサイル防衛クラブ、アメリカンクラブの中の特等席に入っているが、そのことを国民に明確にしていないし、憲法上も対中政策としても明言できないでいる。こうした全体状況の下で、何のために弾道ミサイル防衛システムの整備に着手するのか、国民には分からなくなっている。

こうした状況を整理するために、「拒否的抑止」という概念を使って、飛んでくるものを撃ち落とす、無力化するという意味での抑止というものは日本は備えておくべきだという文脈で議論を構築するとしてしよう。その際、北朝鮮から飛んでくるミサイルが日本の領空に入った時点で、それを撃ち落とすことには問題はないが、撃ち落とせる

保証はどこにもない。従って、日本の領空に入ってくる前に、ミッドコース、さらにはブーストフェーズという、発射直後により近い段階で撃ち落とさなければならないことになる。すなわち、精度を高めていくほど、「専守防衛」のグレーゾーンを広げていかざるを得ない。その結果、北朝鮮が撃った途端に撃つのは迎撃なのか、先制攻撃なのかという議論にも発展しかねず、結局、集団的自衛権の議論に入ってきてしまう。

こうした憲法の問題は政党側から明確に打ち出さなければならないが、憲法に触ることができずに実態が先行している中で、manifestoは曖昧にならざるを得ないという限界に直面しているといえよう。

ここから導かれる一つの重要な結論は、本来、改憲論議はこうした戦略論を展開しながら行われなければならないということである。ビジョンを語り、改憲によってどのような日本をつくりたいのか、そのときに日米安保はどうなるのかといった、日本の将来像を語りつつ、改憲論議が進められなければならない。この点が、安全保障問題の評価の総論的な結論になる。

いずれにせよ、manifestoでは、その背後事情や情勢認識についての説明がなされておらず、そのようなmanifestoとは一体何なのかという問題がある。すなわち、国民に考えてもらいたくないために、項目だけ出しておいて説明はしないというmanifestoになっている。しかし、もはや、国民に思考停止を要求して現状だけが進むという構図から脱却し、政党としての

明確な姿勢を有権者側に出す時期になっているのではないか。少なくとも、manifestoの現状は、有権者が政策を選択するという政治の実現を阻んでいるといえよう。

3. 領土・領海問題の解決

manifestoでは、北方四島、尖閣諸島、竹島を巡る問題解決に粘り強い外交交渉を継続する旨が盛り込まれているが、この書き方には、「領土問題に力を入れて日本から仕掛ける」という受け止め方をされる恐れがあるという問題がある。尖閣、竹島については、日本の領土政策の実態はそうではなく、できるだけ問題にしたくないというのが基本的スタンスである。それを日本が中国や韓国に説明しても、信じないやうとしないうちで、こうした書き方をされると、先方はますます、「我々は問題にしたくないのに、いつも日本から問題にされるから、対応せざるを得ないのだ」という言い方を強めることになり、逆効果になりかねない。領土問題について、火に油を注いでいる書き方であるといえる。

尖閣と竹島では事情が異なっており、尖閣は日本が実効支配しており、竹島は韓国が実効支配しているため、そこには自ずとアプローチの違いがあるが、両方とも穏便にしたいというスタンスが日本にはある。竹島については、何かあれば必ず日本は立場の表明をするというパターンになっており、それは外交として当然であって、こうした日本の粛々とした立場についての明確な説明と表明を、政権党のmanifestoにきちんと書かなければならないはずである。

現状は、先方の疑念をかえって煽る、あるいは、それを認めているような書き方になってしまっている。韓国側は領土問題は存在しないという立場であるが、存在しないにも関わらず、これは我々の領土だと主張しているという奇妙な状況にある。通常であれば、実効支配している側ではなく、奪われている側が主張するはずである中で、実効支配している側があえてそう主張しているのは、日本は取り返しに来るのではないかという疑念があるからであり、このマニフェストの書き振りは、こうした疑念の根拠をかえって正当化しかねないものであって、それが外交戦略として望ましいものかどうか疑問といえよう。

尖閣については、先般の尖閣への中国人の侵入の際の処理が、「粘り強い外交」と評価できるかどうか論点となる。その際の対処は、本来、国内対策としては厳正な法的な対応をすべきであったが、何ら法的な処罰は行わず、強制的に帰しただけというものであった。しかし、日本と中国との間で尖閣が複雑な政治問題となっている中で、これが領土問題に対する日本の外交政策の現実の姿となっているといえよう。少なくとも、マニフェストの書き振りはそれを反映していない。

以上、外交・安全保障分野についての自民党マニフェストを総論的に評価すれば、それは、マニフェストの九にある「新しい憲法草案をつくる」の評価に直結してこざるを得ない。2005年に自民党は立党50年を迎えるから憲法草案をまとめると書かれているが、そうであれば、上記で検討して

きたような論点について、選挙公約でも触れていかなければならないタイミングになっているはずである。何が問題で、それをどう変えたいから憲法を変えるのかという立論がそこにはなければならないが、実際のマニフェストは、本来、問題があるはずの項目をサラリと並べて書いているだけのものとなっている。

ここは、自民党マニフェストがマニフェストとしてのあり方を基本的に欠落している部分であるといえよう。

13d 経済外交の戦略的推進 (WTO、FTA、直接投資)

自民党マニフェストでは、「信頼される国際国家の一員に」という理念の下に「経済外交の戦略的展開」を位置付け、そこに「WTOとFTAの推進」、「日本に対する直接投資を5年間で倍増」という二つの柱を立てている。

1. マニフェストの妥当性 (理念・目標・政策体系・手段)

そもそも、経済外交の「戦略」的推進と言うからには、その「戦略」とは何を指したものなのかを明らかにすべきであろう。自民党マニフェストでは、「WTOとFTAの推進」については、「WTOによる交渉の合意に向け積極的に貢献していくとともに、世界がFTA締結を加速する中で、自由貿易の推進とアジア地域の安定が国益になるとの観点から、積極的にFTAを推進する」とされているだけであり、日本がアジアに

対して基本的にどのような国際経済戦略を描いていくのが明確に示されていない。

グローバル時代の中で日本が自らの経済繁栄を確保していくためには、日本の経済活動の基盤を国内からアジアへと拡大し、アジアに公正かつ効率的な共通の繁栄基盤を構築していくことが求められているはずである。WTOへの対応やFTA、あるいは自由貿易の推進はその手段であって、理念でも最終目標でもない。「アジア地域の安定が国益になる」としているが、「アジア地域の安定」がどのような意味での「安定」であり、それがどのような意味での「国益」につながるのかは不明確である。

「自民党重点施策」では、「成長著しい東アジアとの連携を強め、東アジアビジネス圏を形成」するとされており、日本が経済外交で目指す一つの大きな目標が提示されているとは言えるが、仮に「東アジアビジネス圏」を目指すとしても、そのためには、日本が自らをより一層外に開かれた国へと脱皮しなければそれは不可能であろう。WTOやFTA交渉といえば、ややもすれば農産物市場の開放の観点から農業問題に議論の焦点が当たりがちであり、確かにそれは経済圏形成に向けた一つのネックとして大きなイシューではあるものの、現在では、より大きなネックとして浮上しているのは、例えば、タイについてはタイ式マッサージ、看護師、タイ料理のコック、フィリピンからはそれだけでなく単純労働者といったヒトの受入れの問題であり、特に看護師については日本国内の利害団体の猛反発で政治問題化しているという状況がある。

今や、日本の開国の問題は、モノ、カネから、サービス、さらにはヒトにまで進んでおり、それに的確に対応していくためには、日本社会全体としてそれをどう考えるのかという問題は避けて通れない。今後、日本の人口が減少に転じていく中であって、日本が活力ある未来を切り開くためには、日本は生産現場からは撤退して海外への投資国家として生きていくのか、生産現場を残すとして、専ら労働生産性を高める方向を歩むのか、あるいは、外国からもっとヒトを受け入れることによって活力を維持する道を歩むのか、その場合、日本社会としてその覚悟をどこまで固め、日本人の意識を真にグローバル社会に適応したものへと変革していくのか、こうした大きな国家路線の選択の下で初めて国際経済戦略が描かれてくることになるはずである。

マニフェストの本来あるべき姿を考えれば、それは、まずこうした将来の日本の国家社会の姿を描き、その下に国際経済戦略を構築しつつ、経済外交の基本的な理念や目標を位置付けるという、一つの大きな政策体系を提示したものであるべきであろう。個別の政策手段のあり方はその中で有機的に位置付けられなければならない。マニフェストは、有権者にどのような国家像を選択するかを問うものでなければならず、個別の手段に対する有権者の政策判断も、これがあって初めて可能になる。

FTA交渉で日本が目指している国益は、今やモノの自由貿易よりも、焦点はむしろ、日本が進出した企業の相手先国におけるビジネス環境の整備に当たっている。例

えば、マレーシアでのプミプトラ政策の下での外資規制の問題や、フィリピンでの自国企業優先政策、あるいは、相手国側での貿易手続きの円滑化などが、日本の経済界にとっては大きな関心事である。こうした「国益」をFTA等の交渉の場で実現していくためにも、日本は譲るべきものは譲らなければならないが、今やモノやカネの面では開放度の高い国である日本としては、もはやヒトの問題をどうするかが問われるに至っており、そのために日本社会の理念や将来像についての選択がもはや避けられない。

他方、「日本に対する直接投資を5年間で倍増」との柱については、「不良債権処理および産業・企業再生の円滑化、国内における新たな雇用創出やサービス提供をもたらす海外からのわが国に対する直接投資拡大を官民協力して推進」とされており、対日直接投資の推進が日本経済の再生や活力の確保を目指したものであるという理念が明確化されている点は評価できる。

但し、対日直接投資が真に日本経済の再生につながるためには、まず日本経済自らが自立的かつ主体的な再生サイクルに入っていかなければならないはずである。また、対日直接投資拡大の意義は当面の経済活性化にとどまらないはずであり、倍増という目標を提示するからには、日本の真の開国という将来像に向けた理念の下に体系付け、外資活用の意味付けを、地域再生や産業再生などとの関連の中でより明確化することが望ましかったといえる。

さて、国際経済戦略という視点で見れば、このマニフェスト全体に決定的に欠けているものは、日本がアジアの中でどのような役割を果たすかの理念の提示である。それは、日本の将来の経済社会の姿とともに、日本の国家路線のもう一つの重要な一翼をなすものである。そのためにはやはり、グローバル経済の中でのアジア共通の繁栄基盤の構築をマニフェストで前面に謳い、その下で、例えば、通貨・金融、産業・技術、あるいは、経済以外の分野でも環境や資源など、アジアにおけるマルチの国際協力の仕組みを何か一つでも提唱し、アジア・スタンダードの形成を主導する日本の姿を提示することが求められたのではないか。このマニフェストが、国際社会に対するより積極的、主体的な価値創造を訴えることができていないのは残念である。

なお、対日直接投資については、5年間という時間軸と、倍増という明確な数値目標が掲げられている点は評価できる。しかし、その手段については、「官民協力して推進し」との抽象的な表現にとどまっている。「WTOとFTAの推進」に至っては、目標達成の手段は全く示されていない。

2. マニフェストの進捗度

2. マニフェストの進捗度

(1) WTOとFTAの推進

国際交渉に係る分野については、相手国が存在するものであることや、その早期の進展そのものが国際交渉上常に有利とは限らないことから、進捗度を評価することは困難である。仮に、政府がアカウンタビリティを発揮し得るだけの対応が行われていることをもって評価を行うこととすれば、

本年3月に内閣府がとりまとめた「経済活性化のための改革工程表」にも示されている通り、各省庁の取組みという意味での進捗度は高いと評価される。

(2) 対日直接投資

政府は既に2003年3月に「対日投資促進プログラム」を策定し、74の具体策を決定しており、2004年度においても、広報活動や誘致活動、構造改革特区での特例措置のあり方の評価など、同プログラムの着実な実施に努めている。

3. マニフェストのアウトカム

WTOやFTAについてのアウトカムは、交渉が実際に進展し、世界経済の持続的な発展やアジア共通の繁栄基盤の構築といった本来あるべき理念に向けて現実が進んでいるかという視点から評価されることになる。その観点からみれば、WTOはそもそもが交渉段階にあり、FTAについては、シンガポールとの間で経済連携協定が締結されて以降、一国とも締結されていない。また、近年では中国がアジアでのプレゼンスを高め、ASEANとのFTA締結の動きを見せるなど、国際経済秩序が大きく変動している中であって、日本の対応のスピードの遅さや戦略性の欠如が全体的に目立つ状況である。

他方、こうした交渉進展に日本側でのネックがあり、その解消に何らかの政治的なイニシアチブが取られ、それが奏効していることをもって「成果」と評価するのであれば、メキシコとの交渉が農業問題がネックとなってきたことや、アジアとの交渉が

ヒトの問題等から進展がはかばかしくない事態は、評価を著しく下げるものである。

今後の成果として期待されるのは、シンガポールは農業問題というネックがないことから今後のモデルにはなりにくいと考えられる中で、農業問題やヒトの受入れを含めた形での新たな成功事例をFTA締結によって一つでも確立することであろう。それが、アジアにおける経済圏形成に向けた大きな一歩となると考えられる。

対日直接投資については、2001年の6.6兆円から2002年は9.4兆円と大幅に拡大してきた状況にあり、水準としては、対外直接投資との比較や対GDP比などで見ても未だアメリカやドイツに比べ低さが目立つものの、それなりに成果をあげてきた分野である。マニフェストそのものが5年間で倍増という目標を設定しており、それに向けて着実な増加を示しているかどうかの評価は、2004年の数字が公表されるまで差し控えたい。

公明党（外交政策全般）

「平和・人道の日本をめざして」の中の「1. 平和・国際貢献の国に」という理念の下にまとめられている外交・安全保障分野についての公明党マニフェストについては、それ自体は個別具体的で分かりやすい項目が並べられている点では、マニフェストとしてのあり方を満たしている面がある。

しかしながら、言論NPOとしては、単に目標や手段が明確であるということよりも、各分野について、日本をどのような国にしていくかについてのトータルな理念や

思想が明確に語られ、その下に政策が体系化され、個別の目標と手段が位置付けられているかどうか、マニフェスト評価の軸を置いており、その下で公明党マニフェストを評価すれば、以下のような基本的な問題を指摘せざるを得ない。

●あたかも思いついたことのメモ書きのようなマニフェストであり、一定の方向性があり、そこから具体策に下りていくという体裁が取られていない。具体策にこだわるあまり、方向性のない結果に終わっている。その点は、自民党マニフェストは日米同盟とアジア・国際協調路線が謳われており、評価の対象となり得る論点が明示されているといえるが、公明党マニフェストはそのような論点提示につながる記述すらなく、単に具体策の箇条書きでは、マニフェストとして評価の対象ともなり得ないといえよう。少なくとも、それは「パワーポイント型のロジックツリー」にとどまり、大状況、中状況、小状況というプライオリティーすら念頭に置かれていないといえる。

●危機管理という概念がゼロである。あたかも世界は善人で構成されており、皆で平和に貢献しようと思いつきながら物事を優しさをもって進めて行けば何でも解決できるかのような前提があるかに見えるが、現実がそうではないところに問題があるはずである。「平和・国際貢献の国に」というの理念は一応認められるが、アメリカを含め、平和に反対する者はいないのである。それが維持できないがゆえに安全保障ということが出ているのであって、そもそも課題設定の角度に問題があるといえ、むしろ、問

題を見まいとする姿勢が強く感じられる。

●個別事項について見ても、例えば、3年間で1万人に増やすとしている「国際平和に貢献できる専門家」の定義は何か不明確である。それは多くの項目に当てはまっており、具体的な記述であっても定義がそれぞれになされていないため、いかようにも解釈できてしまうという問題がある。

●公明党マニフェストを自民党のそれと見比べた際に多くの有権者が感じるのは、これを例えば民主党、あるいは社民党や共産党が出しているのであればあり得る内容かも知れないが、公明党はマニフェストでは優しさによる平和追求を言いながら、他方で実際には政権政党として自民党と結びついていることとの関係はどうなのかという点であろう。あまりに理想を掲げた結果、それが、政治としては与党であり続けたいという願望と釣り合わなくなっており、評価としては、現実性に乏しかったと言わざるを得ない。

●自民党と連立政権を組んでいるという視点から見れば、例えばイラクの問題にしても、公明党は自民党が決めた安全保障政策を基本的に追認してきているというパターンがある中で、このマニフェストは、どのような観点からそれを追認しているのかという点が全く欠けたものになっている。さらに言えば、このマニフェストから自民党の安保政策を追認しているわけではないということは明らかに言えるであろう。公明党が自民党を支えているのは、政治的には非常に大きなファンクション、機能を果たしているものであり、その中で、その観点

が何なのかについて説明がないのは、あまりに無責任である。

●換言すれば、公明党の基本方針は「政権の座についていたい」ということであり、自民党を支えることによってそれを実現しているからには、いわゆる自民党政権が継続することについての重要な説明が公明党の方針として説明されていなければならないはずである。安全保障政策も含めて、現在の自民党体制が続いているということの重要なカギを公明党が握っていることについての説明責任が、政治全般としても、あるいは安全保障政策としても十分に果たされていないという問題は、最低限指摘できる。

●安全保障にはハードな部分とソフトな部分とが存在すると捉えれば、公明党はハードな部分を意図的に避け、それは自民党に任せ、自分たちはソフトな部分を担当する。それが国内における選挙対策として有

効と判断しているという解釈も可能である。それは裏返せば、与党としての責任、政策担当能力を問われることになる。公明党が意図的に、「自分達は与党の中であって、ハードな部分（安全保障の中で軍事力が重要な機能を果たしている領域）は自民党が担当しているのであって、与党でありながらも自分たちはソフトな部分を担当し、「平和の党」なのである」という点を浮き彫りにすることによって選挙対策を練った結果が、このマニフェストであるという理解が可能である。

●公明党マニフェストには経済外交に関する記述がない。全体として生活に身近で分かりやすく、国民受けする分野については力を入れているものの、こうした大きな国家戦略のビジョンについては、公明党マニフェストが言及すらしていないのは、責任与党のあり方として疑問である。

